

センター からの



岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

TEL 086 (226) 1019 (2011.5月発行)

Contents

- 消費者被害撲滅キャンペーン
- 新岡山県消費生活基本計画
～消費者が主役となる
社会を目指して～
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活相談ダイヤル

岡山…… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

津山分室…… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

消費者被害撲滅キャンペーン

STOP!

毎年5月は「消費者月間」です。今年は『地域で広げよう、消費者の安全・安心』を統一テーマとして、全国で消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行います。

そこで、岡山県では、この「消費者月間」にあわせ、県内各地でチラシを配布するなど「消費者被害撲滅キャンペーン」を実施します。

深刻な消費者被害を防ぐためには、知識・情報を備え賢い消費者になること、また、身近な市町村の消費生活相談窓口を中心とした地域でのネットワーク力を強化して悪質商法の撲滅に取り組むことが大切です。

みなさん、この機会に身の回りの暮らしの安全・安心を見直してみましよう！

期間中、消費生活センターでは、次の講座を開催します。

消費生活講座

「人権問題としての悪質商法問題」

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話または FAX でお申し込み下さい。

TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715

定員 70 名に達しなすとお断りする場合がありますので、ご了承下さい。

平成23年

5月20日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター